外国人旅行者周遊促進モデル実証事業統合プロモーション委託業務
仕様書

１　業務名
外国人旅行者周遊促進モデル実証事業統合プロモーション委託業務

２　業務目的
外国人旅行者周遊促進モデル実証事業において採択された実証事業を有機的に連携させ、中部国際空港を利用する訪日外国人旅行者等に対し、４市（半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市）への新たな周遊導線を構築することで、送客及び周遊促進を図るとともに、各実証事業の利用促進を通じて効果検証、自走化及び横展開につなげる。

３　業務期間
契約日から2027年３月26日(金)まで

４　業務内容
採択事業者が提供するサービス（下図参照）を旅行者が利用しやすい形に整理し、４市への送客及び採択事業の利用促進につながる統合プロモーションを実施する。具体的には、旅行者が４市を訪問するきっかけとなる情報発信から体験予約、移動及び現地周遊までを一連の流れとしてプロモーションを行う。

なお、本プロモーションは、以下の旅行者（主として訪日外国人旅行者だが、日本人も含む。）をターゲットとして想定している。

・中部国際空港から入国する旅行者で、入国後、初泊地へ移動するまでに２時間以上の空き時間を有する旅行者
・中部国際空港から帰国する旅行者で、帰国のための保安検査場通過までに２時間以上の空き時間を有する旅行者



（１）プログラム名称、ロゴ、キービジュアルの制作
ア　本実証事業全体を期間限定プログラムと捉え、その名称を考案すること。
イ　前項のプログラムを周知するロゴを制作すること。ロゴには、少なくともプログラム名称とプログラムの実施期間（2026年12月～2027年３月）を英語で入れ込むこと。なお、プログラム名称と実施期間以外の語句を入れ込む場合で日本語を併記した方が望ましい場合には日本語を併記すること。
ウ　本プログラムのキービジュアルを制作すること。なお、キービジュアルは、使用する媒体に応じて柔軟に変形できることを想定すること。また、キービジュアルには４市の画像を入れ込むこと。

（２）ランディングページの制作

ア　本プログラムの概要がわかるランディングページ（パソコンやスマートフォンからアクセスされることを想定。）を制作すること。

イ　ランディングページの制作にあたっては、（１）で制作したプログラム名称、ロゴ、キービジュアルを使用すること。また、中部国際空港到着後に初泊地へ移動するまでの間、または最終泊地から中部国際空港へ移動するまでの間で、まだまだ訪日旅行を楽しめることを訴求できるデザイン・構成にすること。

ウ　そのほかの掲載内容等は以下のとおり。

- 本プログラムの実施期間
- 本プログラムの概要及び各サービスへのリンク
- 本プログラム実施期間中の軽微な修正・更新に対応すること

（３）フライヤー、ステッカー及びバナーの制作

ア　本プログラムの概要がわかるフライヤー（A4版・両面カラー）を制作すること。

イ　フライヤーの制作にあたっては、（１）で制作したプログラム名称、ロゴ、キービジュアルを使用すること。また、中部国際空港到着後に初泊地へ移動するまでの間、または最終泊地から中部国際空港へ移動するまでの間で、まだまだ訪日旅行を楽しめることを訴求できるデザイン・構成にすること。

ウ　一般に、MAPを掲載したフライヤーの取得率が高いことから、中部国際空港・名古屋市と４市の位置関係及び所要時間がわかるMAPを目立つように配置すること。そのほかの掲載内容及び制作部数等は以下のとおり。

- 本プログラムの実施期間
- 本プログラムの概要
- 本プログラムのランディングページへの二次元コード
- 本プログラムで楽しめる主な観光コンテンツ
- 部数：（５）用1,000部、（７）用200部、（８）用は提案による
- 配送：配送費は委託料に含むものとする。（５）及び（７）用は中部国際空港に一か所一括納品、（８）用は提案による。

エ　（１）で制作したプログラム名称とロゴをデザインしたステッカーを制作すること。仕様は以下のとおり。

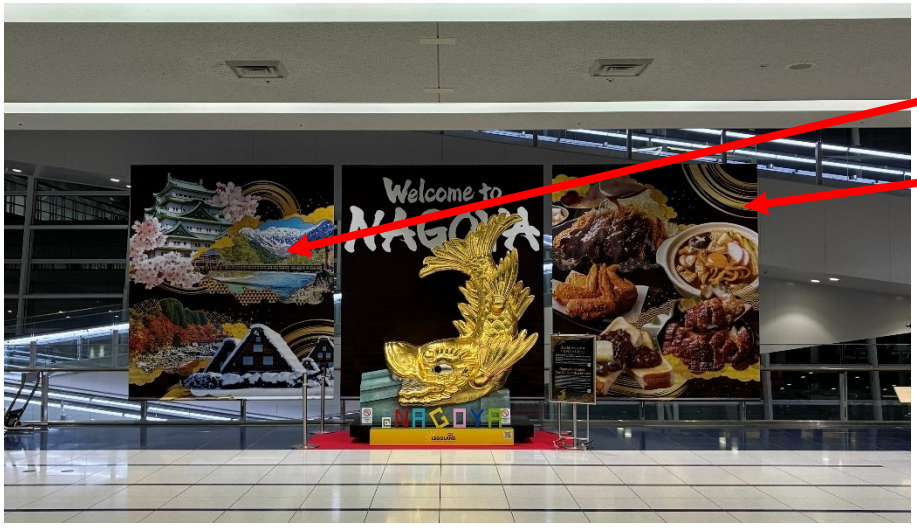
- 用途：小型モビリティの車体に貼付
- サイズ：天地40㎜×左右120㎜以内
- 部数：８枚
- 耐水加工を施すこと
- はがしやすい加工を施すことが望ましい

オ　（１）で制作したプログラム名称とロゴ、キービジュアルをデザインしたリンク用バナー画像を制作すること。

- 用途：本実証事業参画事業者や県・4市など、他の主体のウェブサイトに掲載
- サイズ：最大10種程度（受託者決定後に通知）
- 形式：原則としてPNG

（４）大型タペストリー用デザインデータの制作

ア　中部国際空港到着ロビーに設置する、本プログラムを周知する大型タペストリー（２枚）のデザインデータを制作すること。設置イメージは以下のとおり。



イ　大型タペストリー用デザインデータの制作にあたっては、（２）で制作したプログラム名称、ロゴ、キービジュアルを使用すること。また、MAPを配置するなどして、中部国際空港から名古屋市へ移動するまでの間で、４市への観光が楽しめることを訴求できるデザイン・構成にすること。あわせて、設置イメージにあるとおり、２枚の大型タペストリーの間に名古屋城の金鯱を実物大で再現したフォトスポットが設置されているため、この金鯱との調和を図ること。

ウ　そのほかの掲載内容及び仕様は以下のとおり。

- 本プログラムの実施期間
- 本プログラムのランディングページへの二次元コード
- 制作サイズ：天地3,500mm×左右3,000mm
- 入稿データ形式：Adobe illustrator（アウトライン済み）、画像が配置される場合には別途画像データを入稿
- 掲出期間：概ね2026年12月上旬から2027年２月まで（中部国際空港株式会社との協議により変更の可能性あり）
- 大型タペストリーの出力、設置、撤去は、別の事業者が実施するので、当該事業者とよく調整すること。

（５）大型タペストリー付近へのフライヤー配架用什器の準備

ア　（４）の大型タペストリー付近に、大型タペストリーを見て本プログラムに関心を持った旅行者が持ち帰ることができるよう、（２）で制作したフライヤーを配架する什器を準備すること。什器の設置期間は（４）の掲出期間に準じる。

（６）中部国際空港デジタルサイネージによるプロモーション

ア　中部国際空港到着ロビー及び到着連絡通路のデジタルサイネージ（「中部国際空港セントレアMEDIA GUIDE 2026」23ページの１番参照。WEBから情報収集すること。）において、本プログラムを周知する映像を制作し放映すること。なお、当協議会から中部国際空港株式会社に対し、すでに放映枠の仮押さえ済みである。また、必要な媒体費及び作業料等は、委託料に含むものとする。

イ　放映期間は2027年２月の１か月間とすること。

ウ　放映した映像素材は、当協議会が他の媒体（当協議会の構成団体以外の者が所有・

管理・運営等する媒体を含む。）でも利用できるよう権利関係を調整すること。

（７）中部国際空港観光案内所及び名鉄トラベルプラザでの広報

ア　（４）で作成したフライヤーを中部国際空港観光案内所（到着ロビー内）、名鉄トラベルプラザ（アクセスプラザ内）に配架するので、（４）ウにあるとおり、必要な配送を行うこと。なお、２施設への調整は当協議会にて行う。

（８）名古屋市及び４市内等におけるプロモーション

ア　（４）で作成したフライヤーを名古屋市及び４市内等の宿泊施設において宿泊客の手に届くよう調整すること。

イ　宿泊施設数は提案によるものとするが、名古屋市内で20施設以上、半田・西尾・蒲郡の３市内で各２施設以上、常滑市内で５施設以上、それ以外（県外含む。）で５施設以上を目安に提案すること。

ウ　その他、外国人旅行者が多く利用する商業施設、観光施設、観光案内所その他効果的な場所への設置又は配布を行える場合は、その旨を提案すること。

エ　配送費は委託料に含むものとする。

（９）SNS広告

ア　中部国際空港から入国する予定（旅マエ段階）の旅行者及び中部国際空港から帰国する予定（旅ナカ段階）の旅行者に対するSNS広告を配信すること。

イ　配信にあたっては、中部国際空港の国際線就航状況を考慮したSNSを選択すること。

ウ　広告は動画広告を主体としつつ、旅ナカ段階においては通信環境を考慮し画像広告も併用すること。

エ　提案書において、ターゲット国・地域ごとに広告配信するSNSと予算配分の案を明記すること。

オ　なお、広告表示回数や閲覧数の向上のみを目的とするのではなく、採択事業の利用促進及び４市への送客につながることを意識すること。

カ　制作した広告素材は、当協議会が他の媒体（当協議会の構成団体以外の者が所有・管理・運営等する媒体を含む。）でも利用できるよう権利関係を調整すること。

（10）その他プロモーション

ア　受託者は、本仕様書に定める内容のほか、４市への送客及び採択事業の利用促進に資する効果的なプロモーション施策について自由に提案すること。

（11）全体進行管理

ア　受託後、業務実施スケジュールを作成し、協議会の了解を得ること。

イ　本事業の進行に必要な連絡調整及び進行管理を行うとともに、適宜、協議会への報告及び打合せを実施すること。

ウ　その他、事業の推進に資する取組があれば随時提案すること。

５　実施スケジュール

本事業については概ね以下のスケジュールを想定しているが、受託後、速やかに業務実施スケジュールを作成し、協議会と協議の上、決定すること。

11月20日（金）　　提案締め切り
　　下旬　　採択結果通知（以後、速やかに契約締結）
12月１日（火）～　各種プロモーションの開始

６　運営体制

（１）本業務を統括し、業務全体の進捗管理、協議会との連絡調整等の業務を行う運営管理責任者を１人配置するとともに、各業務を実施する担当者をそれぞれ１人以上配置すること。

（２）運営管理責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人物が兼務することも可とするが、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

７　成果物

（１）提出物

ア　実施結果報告書

本業務の実施結果について、内容及び結果を取りまとめ、協議会へ報告すること。特に以下について記載すること。

- 実施したプロモーションの内容
- 広告等の実施結果
- 統合プロモーション素材の設置又は配布実績
- 採択事業の利用促進につながった主な取組

イ　本業務の実施に当たり作成した資料等を添付すること。

（２）納品方法

実施結果報告書は、Ａ４判縦・横書き（作図等は適宜使用し、Ａ３判の折込可）２部とその内容を記録した電子データを提出すること。

（３）納期

2027年３月26日(金)

（４）納入場所

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会事務局（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課内）

８　作成物・成果物に関する権利の帰属

（１）本件委託業務の成果物に関する著作権等（著作権法第 27 条、同第 28 条に定める権利を含む。）は、すべて協議会に帰属するものとし、受託者に事前に連絡することなく、協議会が加工及び二次使用できるものとする。ただし、受託者が作成した納品物に使用されるイラスト、写真、キャラクター等の素材の著作権であって第三者が有するもの、又は受託者が本件業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。

（２）受託者は本著作物に関し、委託者又は委託者から本件著作物の譲渡を受けた第三者に対して著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本件業務を受託する以前から有していた著作物については、この限りではない。

（３）第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。また、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。

（４）その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

９　留意事項

（１）本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た

情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。

（2）本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。

（3）成果物の加工が必要となった場合は、著作物についても許可なく協議会が加工できるものとする。

（4）委託業務の実施にあたっては、事前に協議会と十分協議を行うこと。また、協議会との連絡調整を密にして事業を実施すること。

10　その他

（1）本委託業務は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書並びに愛知県及び半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市が求める資料を提出しなければならない。

（2）本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

（3）受託者は、事業完了後５年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を愛知県及び半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

（4）本業務を協議会と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。

（5）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と受託者が協議して決めること。